

（頭部後傾抑止装置）

第187条 追突等による衝撃を受けた場合における乗車人員の頭部の保護等に係る頭部後傾抑止装置の性能に関し、保安基準第22条の4第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に防止することのできるものであること。
 - 二 乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのない構造のものであること。
 - 三 頭部後傾抑止装置の後面部分は、衝突等による衝撃を受けた場合における当該後部後傾抑止装置を備える座席の後方の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。
 - 四 振動、衝撃により脱落することのないように備えられたものであること。
- 2 次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、その機能、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、前項各号に掲げる基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられた頭部後傾抑止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた頭部後傾抑止装置
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている頭部後傾抑止装置
 - 三 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた頭部後傾抑止装置
 - 四 JIS D4606「自動車乗車用ヘッドレストレイント」又はこれと同程度以上の規格に適合した頭部後傾抑止装置であって、的確に備えられたもの